

**指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に
指定通所介護等以外のサービスを提供する場合（宿泊サービス）の
福岡市指針・届出様式について（Q&A）**

平成27年5月1日付保高第160号で発出の「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合（以下、「宿泊サービス」という。）の事業の人員、設備及び運営に関する福岡市指針について（通知）」について、主な質問と回答をQ&Aとしてまとめるもの。

（指定通所介護事業所等の設備を利用しない宿泊サービス（別の宿泊場所））

問： 宿泊サービスにおいて、食堂、浴室、便所は通所介護事業所等の設備を利用しているが、宿泊室は別棟、別階又は別部屋にあり、通所介護事業所等の設備を利用していない。この場合でも届出を行う必要があるのか。

答： 通所介護事業所等の設備を利用しているか、利用していないかは、宿泊室を基準に判断し、下記の①・②に該当するものについても、この指針の趣旨・目的に鑑み、これに沿った宿泊サービスを提供するとともに、所定様式を用いて届出を行ってください。ただし、県情報公表制度への当該届出内容の報告（福岡市指針 第4の20(1)「なお」以下を除く）は不要です。

また、下記の②に該当（同一敷地又は近隣地の別建物を利用）する場合は、その位置図（参考様式3-2）も提出してください。

- ① 指定通所介護事業所と同一建物内にあり、他に用途が明確に定められていない部屋等（「他に用途が明確に定められていない部屋等」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条に規定する有料老人ホーム等、他の制度の区画としていない部屋等をいう。以下同じ。）
- ② 指定通所介護事業所と同一敷地又は近隣地の別の建物にあり、他に用途が明確に定められていない部屋等（ただし、指定通所介護事業所等の利用者が利用するものに限る。）

また、このとき、宿泊が長期間（概ね3月を超える期間）となる場合は、有料老人ホームに該当する可能性がありますので、担当者までご相談ください。

なお、宿泊室が別階又は別部屋にある場合で、通所介護事業所等の食堂兼機能訓練室を通行する場合は、共用部分として面積から除外することになります。

（別の宿泊場所への送迎）

問： 別の宿泊場所（例えば、同法人の別事業所等）に、指定通所介護事業所等の車で送迎することはできるのか。

答： 指定通所介護事業所等は、利用者を居宅と事業所の区間での送迎（自家輸送（じかゆそう））は行えますが、それ以外の区間での送迎は道路運送法違反の無許可運送（白タク行為）となるおそれがありますので行えません。この場合、有償であるか無償であるかを問いません。詳しくは、国土交通省九州運輸局自動車交通部旅客第2課（TEL：092-472-2527）にお問い合わせください。

例えば、宿泊サービスの利用申込みが急なもので、当該事業所の利用定員を超過、受け入れ態勢が整わないなどやむを得ない事由があつて、別の宿泊場所を利用させる場合は、タクシー等の公共交通機関の利用が必要となります。

(近隣地の別建物)

問： 新たな届出の対象となった「近隣地の別建物」の「近隣地」とは、どこまでの範囲・距離をいうのか。

答： 具体的な定めはありませんが、指定通所介護事業所等の利用者が利用するものについては、移動時間（距離）の長短にかかわらず、届出してください。

なお、このとき、移動時間（距離）は、利用者の体調面への負担を考慮したものとしてください。

(高齢者住宅の空床利用時の届出)

問： 住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅（以下「高齢者住宅」という。）の空床を利用して短期で宿泊させるものは、お泊まりデイサービスとしての届出は必要か。

答： 指定通所介護事業所と同一建物内、同一敷地又は近隣地の別の建物にあって、他に用途が定められていない部屋等（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条に規定する有料老人ホーム等、他の制度の区画としていない部屋等をいう。ただし、指定通所介護事業所等の利用者が利用するものに限る。）を届出の対象としております。

したがって、高齢者住宅の空床を利用して短期で宿泊させるものは、お泊まりデイサービスとしての届出は不要です。

(指定通所介護等の利用料等の受領)

問： 長期宿泊者について、区分支給限度額を超えた場合など、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した場合の利用料等の受領はどのように取扱うことになるのか。

答： 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、一方の管理経費を他方へ転嫁するなどの不合理な差額を設けてはなりません。

なお、区分支給限度額を超えるサービス提供が必要と判断される場合は、要介護の区分変更の申請を行うことも検討してください。

(指定通所介護等の管理者と宿泊サービスの夜勤職員の兼務)

問： 指定通所介護事業所の管理者は、宿泊サービスの夜勤職員を兼務することができるのか。

答： 指定通所介護等の管理者は、常勤専従とされていますので、宿泊サービスの夜勤職員として従事することはできません。（夜勤職員には夜勤明けの休みがあるので、その日管理者が不在となるため。）ただし、緊急やむを得ない場合でかつ短日の場合は除きます。

(プライバシーの確保)

問： 通所介護事業所等の静養室では、プライバシーの確保はカーテンでもよいとなっているが、宿泊サービスはいけなくなっている。それはどうしてか。

答： 通所介護等は日中だけのサービスであって、静養の時間は相対的に短いですが、宿泊サービスは夜間、深夜及び早朝のサービスであって、宿泊の時間は相対的に長くなっていることが、処遇に差が設けられている理由と考えられます。

(通所介護等との連携，事務合理化)

問： 通所介護等に係る運営規程，契約書，重要事項説明書及び計画に，宿泊サービスに相当する内容を明記するのもよいのか。また，身体的拘束等の検討会議，事業所研修，避難訓練（夜間想定）等を通所介護等と合同で実施するのもよいのか。

答： 運営規程等において，通所介護等と宿泊サービスを明確に区別すれば，代用することもできます。

ただし，宿泊サービスが介護保険サービスとは別のサービスであることを明記してください。

また，身体的拘束等の検討会議等において，全ての関係者が出席し，業務に支障がない場合にあっては，合同で実施することもできます。

(事故報告)

問： 宿泊サービスにおいて，事故が発生した場合，保険者への報告はどうすればよいのか。

答： 指定通所介護等と同様に，報告要領にもとづき事故報告を行います。

(宿泊サービス提供開始後の届出)

問： 福岡市指針上，宿泊サービスの届出は，提供開始前に行うものとされているが，やむを得ない理由により，提供開始後になった場合でも届出する必要があるか。

答： 提供開始後になった場合でも届出を行う必要があります。宿泊サービスを提供する可能性がある場合には，事前に届出を行っておくことをお勧めします。

(利用料（宿泊代）の料金改定)

問 平成 27 年度介護報酬改定では，宿泊サービス利用時の延長加算が算定できなくなったが，利用料（宿泊代）にその分を付加する料金改定を行うことはできるのか。

答 事業者にて適切に判断され，必要に応じて料金改定されるものと考えている。

(福岡市指針に適合しない箇所がある場合)

問： 福岡市指針に適合しない箇所がある場合は，宿泊サービスは提供できないのか。

答： 福岡市指針に適合しない箇所がある場合でも，宿泊サービスは提供できますが，できるだけ指針に適合するよう努めてください。また，指定権者に届出し，利用者等への説明を行い，同意を得ておく必要があります。

(実地指導の有無)

問： 宿泊サービスに対しては，指定権者からの実地指導は予定されているのか。

答： 指定権者が，苦情・相談等を契機に，利用者保護の観点から指定通所介護等の利用者に対するサービス提供に支障がないか確認する必要がある場合，実地指導の調査が及ぶ場合があります。